

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 25,386 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 438,934 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和元年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	175,256	130,158			4,898	40,200
	高齢者福祉費	105,538	3,404	3,700	2,483	10,112	85,839
	児童福祉総務費	12,832	2,018	7,000	55	408	3,351
	児童措置費	35,066	29,254			631	5,181
	保育所費	56,743	8,665		9,365	4,204	34,509
	児童福祉施設費	7,189	2,632		1,025	384	3,148
	小計	392,624	176,131	10,700	12,928	20,637	172,228
保健衛生	保健総務費	23,542	6			2,556	20,980
	健康推進費	22,651	3,194		2,217	1,872	15,368
	小計	46,193	3,200	0	2,217	4,428	36,348
合計		438,934	179,331	10,700	15,145	25,078	208,680

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。